

令和8年9月30日判決言渡

令和8年（ネ）第10028号 著作権侵害による不法行為、損害賠償請求控訴事件（原審・東京地方裁判所令和7年（ワ）第70136号）

口頭弁論終結日 令和8年8月24日

5 判 決

控 訴 人 A

被 控 訴 人 関ヶ原町議会

10

被 控 訴 人 B

被 控 訴 人 D

15

被控訴人ら訴訟代理人弁護士 池 田 智 洋
主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴人の当審における拡張請求を棄却する。
- 3 当審における訴訟費用は全て控訴人の負担とする。

20

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、被控訴人らに対する国家賠償請求に関する部分を取り消す。
- 2 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して20万円及びこれに対する令和3年6月26日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え（控訴人は、当
25 審において、原審における損害賠償請求をこのように拡張した。）。

第2 事案の概要等（以下、特に断らない限り、略語は原判決の例による。）

1 (1) 本件は、控訴人が、被控訴人関ヶ原町議会（以下「被控訴人町議会」とい
う。））、その議長であった被控訴人B、その副議長であった1審被告C、及
び、その議員であった被控訴人Dの公権力の行使により控訴人の著作権が侵
害されたなどと主張して、被控訴人町議会、被控訴人B、1審被告C及び被
5 控訴人Dに対し、① 関ヶ原町の町長及び職員ら（町長ら）が、原判決別紙
著作物目録記載1から4までのデザイン（本件各デザイン）を複製し利用し
た物品（本件物品）を頒布しないよう監督、確認すること（請求1）、②
町長らによる本件物品の破棄が完了するまで監督し確認すること（請求2）、
③ 町長らによる架空支払等の不法行為を監督、管理すること（請求4）を
10 求めるとともに、④ 国賠法1条1項に基づき、損害賠償金20万円及びこ
れに対する令和5年10月26日から支払済みまで民法所定の年3%の割合
による遅延損害金の連帯支払を求める（請求3）事案である。

(2) 原審は、請求3につき、被控訴人B、1審被告C及び被控訴人D（被告議
員ら）はもとより、被控訴人町議会についても、国賠法1条1項所定の「公
15 共団体」に該当しないなどとして、また、請求1、2及び4につき、その具
体的な法的根拠は不明であり、請求4の請求の原因となるべき具体的な事実
も特定されていないなどとして、控訴人の請求1から4までをいずれも棄却
した。

控訴人は、これを不服として、被控訴人らに対し、損害賠償金20万円及
20 びこれに対する令和5年10月26日から支払済みまで年3%の割合による
遅延損害金の連帯支払を求める限度で控訴を提起し、当審において、これを、
損害賠償金20万円及びこれに対する令和3年6月26日から支払済みまで
年3%の割合による遅延損害金の連帯支払を求める旨に拡張した。

したがって、控訴人の請求1、2及び4の当否、並びに、控訴人の1審被
25 告Cに対する請求3の当否は、いずれも当審における審理の対象ではない。

2 前提事実、当事者の主張は、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概

要」の2及び3（原判決2頁5行目から6頁8行目まで）の控訴人の被控訴人らに対する請求3に関する部分に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の被控訴人らに対する請求3は、当審における拡張請求
5 を含めて、理由がないと判断する。その理由は、次のとおり補正ないし補充する
ほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1（原判決
6頁10行目から7頁2行目まで）の控訴人の被控訴人らに対する請求3に
関する部分に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決6頁18行目の「被告として適格を有するのは」を「賠償の責に任
10 ずるのは」に、21行目の「公共団体」を「国又は公共団体」にそれぞれ改
める。

(2) 原判決7頁2行目末尾を改行の上、次のとおり加える。

「(3) 控訴人は、① 公共団体の議会は、地方自治法96条1項13号等
に基づき、事業計画、予算、損害賠償額の決定等に関する執行部の独断を防
15 ぐ公共団体の両輪となる立場にあり、別訴である東京地方裁判所立川支部令
和7年(ワ)第4031号事件において、合資会社垂井日之出印刷所の控訴人
に対する商品代金の支払が事実でなく無効と判断された場合、被控訴人らに
は、関ヶ原町が控訴人に与えた損害を控訴人に賠償する義務が発生する、②
関ヶ原町職員による商標権侵害行為は、被控訴人町議会の追認の下、公的活
20 動の一環として行われたもので、被控訴人町議会において、上記侵害行為を
認識し、又は容易に認識し得たものであるから、被控訴人町議会は、上記侵
害行為について損害賠償責任を負う旨の主張をするが、被控訴人らが国賠法
1条1項所定の「国又は公共団体」に該当せず、したがって、被控訴人らに
25 において賠償の責に任ずるものでないことは、補正後の原判決の説示のとおり
であり、いずれにせよ、控訴人の被控訴人らに対する請求3は理由がない。」

2 よって、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却し、

また、控訴人の当審における拡張請求も理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第2部

5

裁判長裁判官

森 富 義 明

10

裁判官

菊 池 絵 理

裁判官

頼 晋 一